第1 監査の対象 市長室(秘書課,広報課及び国際課),こども青少年部(子育て支援課,保育課,こども健康課,青少年課及びこども青少年相談課),土木部(土木経営課,道路管理課,道路整備課,下水道整備課,下水道施設課及び土木維持課)及び財団法人藤沢市まちづくり協会に係る平成24年度(2012年11月末日現在)所管業務

第2 監査の実施日 2013年3月22日(金)

第3 監査を実施した委員

 監查委員 青 柳 義 朗

 同 中 川 隆

 同 松 長 泰 幸

 同 柳 田 秀 憲

第4 監査の結果

1 秘書課

(1) 消耗品費の執行は適正か

11月末日現在における消耗品費の執行状況(課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。)は、38件574,806円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、2月15日に秘書課において現地調査を行い、12件について現物確認をした結果、納品書が保管されていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

2 広報課

(1) 委託料の執行は適正か

11月末日現在における委託料の執行状況は、広報ふじさわ梱包配布及び郵送準備業務ほか 10件で、契約金額 135,409,577円(単価契約分を除く。),支出済額 81,620,084円となって いる。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,業務委託 契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分検査調書,支出命令等を調査した結果,仕 様書の整備が必要なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、 今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 消耗品費の執行は適正か

11月末日現在における消耗品費の執行状況(課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。)は、41件1,077,747円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、2月20日に広報課において現地調査を行い、20件について現物確認をした結果、契約の方法などに検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

3 国際課

(1) 委託料の執行は適正か

11月末日現在における委託料の執行状況は、藤沢市都市親善事業業務ほか1件で、契約金額及び支出済額ともに15,634,600円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託 契約執行決裁書、同契約書、支出命令等を調査した結果、公金の管理について検討を要するも のが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 消耗品費の執行は適正か

11月末日現在における消耗品費の執行状況(課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。)は、4件81,475円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、2月15日に国際課において現地調査を行い、全件について現物確認をした結果、実施した手続(市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。)の範囲内において、支出済額は適正なものと認められた。

4 子育て支援課

(1) 委託料の執行は適正か

11月末日現在における委託料の執行状況は、辻堂子育て支援センター警備業務ほか 17件で、契約金額 81,453,430円(長期継続契約については、平成24年度の契約金額とした。), 支出済額 35,469,145円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、8件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、仕様書の内容の一部に見直しが必要なものがあるなど事務処理の一部に検討を要

するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 消耗品費の執行は適正か

11月末日現在における消耗品費の執行状況(課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。)は、42件761,982円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、26件を抽出し、支出命令、請求書等を調査するとともに、2月6日に子育て支援課において現地調査を行い、21件について現物確認をした結果、実施した手続(市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。)の範囲内において、支払済額は適正なものと認められた。

5 保育課

(1) 保育所運営費等自己負担金の収入は適正か

ア 保育所運営費自己負担金の収入は適正か

め 賦課について

これが「藤沢市保育に関する条例施行規則」に基づき適正に賦課されているかどうかについて、65件を抽出して保育所入園(継続)届出書(兼台帳)、保育所入所及び保育費決定調書、租税資料等を調査した結果、適正に賦課されているものと認められた。

(イ) 収入事務について

1 1月末日現在における収入状況は、調定額 965,577,650円、収入済額 891,142,000円、収入未済額 74,435,650円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、調定書、収納金通知書、納付済通知書等を調査した結果、所定の様式が用いられていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、負担公平の原則から収入未済額の縮減に向け、今後も一層の努力をされたい。

イ 特別延長保育自己負担金の収入は適正か

め 賦課について

これが「藤沢市保育に関する条例施行規則」に基づき適正に賦課されているかどうかについて、14件を抽出して特別延長保育申請書、同決定通知書兼特別延長保育加算費用決定通知書(写)等を調査した結果、申請に対する応答が遅延しているものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(イ) 収入事務について

11月末日現在における収入状況は、調定額 11,789,000円、収入済額 10,859,000円、収入未済額 930,000円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、調定 書、収納金通知書、納付済通知書等を調査した結果、所定の様式が用いられていないもの があるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行す るに当たり留意されたい。

(ウ) 一時保育自己負担金の収入は適正か

11月末日現在における収入状況は、調定額及び収入済額ともに 14,982,000円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、35件を抽出して保育状況記録簿、調定書、収納金通知書、納付書等を調査した結果、調定及び会計管理者口座への納付手続が遅延しているものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 委託料の執行は適正か

1 1 月末日現在における委託料の執行状況は、平成 2 4 年度保育所運営等業務ほか 16件で、 契約金額 991,891,206円(単価契約分を除く。),支出済額 2,458,862,805円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて, 4件を抽出して業務委託契約執行決裁書,同契約書,支出命令等を調査した結果,支出済額は適正なものと認められた。

(3) 補助金の執行は適正か

1 1 月末日現在における補助金の執行状況は、保育所建物設置賃借料補助金ほか 17件で、 交付決定額 752,227,334円、支出済額 647,448,100円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、保育 所建物設置賃借料補助金にあっては全件について、幼稚園等就園奨励費補助金にあっては 4件 を抽出して、補助金交付申請書、同決定通知書(写)、支出命令等を調査した結果、支出済額 は適正なものと認められた。

(4) 施設の管理は適正か

ア 施設の維持管理について

11月末日現在におけるこの課が管理する施設は、藤沢保育園ほか 15施設となっている。 これらの維持管理状況について、公有財産台帳(副本)等の調査及び現地を調査をした結 果は次のとおりである。

⑦ 公有財産台帳の整備状況

施設の公有財産台帳(副本)が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、公有財産台帳記載事項発生通知がなされていないものが

あるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行する に当たり留意されたい。

(イ) 現地調査

2月8日及び12日に8施設を抽出して現地調査した結果,行政財産の目的外使用に係る手続がなされていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

イ 施設の目的外使用許可について

11月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、東日本電信電話(株)神奈川支店ほか14件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書等を調査した結果,適切なものと認められた。

(5) 消耗品費の執行は適正か

11月末日現在における消耗品費の執行状況 (課等において直接購入のための手続を行った ものに限る。) は,69件 4,238,304円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、28件を抽出して支出命令、請求書等を調査するとともに、1月30日に保育課、2月8日に湘南台保育園、あずま保育園、善行乳児保育園及び浜見保育園、同月12日に高砂保育園、辻堂保育園、藤が岡保育園及びまたの保育園において現地調査を行い、28件について現物確認をした結果、契約の方法に検討を要するものなど見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

6 こども健康課

(1) 補助金の執行は適正か

1 1 月末日現在における補助金の執行状況は、藤沢市妊婦健康診査助成金ほか 1件で、交付 決定額 36,097,399円、支出済額 30,177,409円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、8 月分及び9月分を抽出して、補助金交付申請書、同決定通知書(写)、支出命令等を調査した 結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

11月末日現在における委託料の執行状況は、乳児健康診査業務ほか17件で、契約はすべて単価契約となっており、支出済額は530,914,147円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて, 6件を抽

出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、契約に定める手続がとられていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(3) 消耗品費の執行は適正か

1 1 月末日現在における消耗品費の執行状況 (課等において直接購入のための手続を行った ものに限る。) は、66件 2,505,945円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、29件を抽出し、支出命令、請求書等を調査するとともに、2月5日にこども健康課において現地調査を行い、28件について現物確認をした結果、納品書が保管されていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

7 青少年課

(1) 委託料の執行は適正か

1 1 月末日現在における委託料の執行状況は、放課後児童健全育成事業業務ほか 8件で、契約金額 608,352,200円、支出済額 448,020,100円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,業務委託 契約執行決裁書,同契約書,仕様書,基本協定書,支出命令等を調査した結果は,次のとおり である。

- ア 次のとおり改善を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり、必要 な措置を講じられたい。
 - (ア) 条例で定める指定管理者の業務の範囲に該当しない業務を指定管理者の業務として実施 しているものがあった。
 - (イ) 委託業務の主要な部分を再委託しているものがあった。
- イ 仕様書の見直しが必要なものがあるほか、再委託の手続がとられていないものがあるなど 事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留 意されたい。

(2) 施設の管理は適正か

ア 施設の維持管理について

11月末日現在におけるこの課が管理する施設は、藤沢青少年会館ほか 26施設となっている。

これら施設の維持管理について、公有財産台帳(副本)等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

⑦ 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、整備状況は適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

2月20日,21日及び22日に14箇所を抽出して対象施設を現地調査した結果,行政財産の目的外使用に係る手続がなされていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものなどが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

イ 施設の目的外使用許可について

11月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、東日本電信電話(株)ほか8件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書,行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果,適切なものと認められた。

ウ 施設の借用について

11月末日現在におけるこの課が賃貸借契約手続及び賃借料の支払を担当する施設の借用状況は、少年の森1件となっている。

これが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、契約手続及び支出済額は適正なものと認められた。

(3) 消耗品費の執行は適正か

11月末日現在における消耗品費の執行状況(課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。)は、9件148,997円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、2月6日に青少年課において現地調査を行い、4件について現物確認をした結果、実施した手続(市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。)の範囲内において、支出済額は適正なものと認められた。

8 こども青少年相談課

(1) 委託料の執行は適正か

11月末日現在における委託料の執行状況は、子育て短期支援事業(施設型)業務ほか5件で、契約金額1,144,080円(単価契約分を除く。)、支出済額は56,807,849円となっている。これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、契約方法等に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 消耗品費の執行は適正か

11月末日現在における消耗品費の執行状況(課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。)は、53件833,145円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、2月26日にこども青少年相談課において現地調査を行い、17件について現物確認をした結果、契約の方法に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

9 土木経営課

(1) 下水道受益者負担金の収入は適正か

下水道受益者負担金は、都市計画事業として施行する公共下水道に係る事業に要する費用の一部を当該事業により利益を受ける者に対し、その所有地の面積等に応じて負担を求めるもので、11月末日現在における賦課徴収状況は、調定額15,979,970円、収入済額9,417,537円、収入未済額6,562,433円となっている。

これらが「藤沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」,「藤沢市財務規則」等に基づき適正に賦課徴収されているかどうかについて,下水道事業受益者申告書,下水道事業受益者負担金決定通知書(控),下水道事業受益者負担金徴収猶予・減免申請書,賦課更正決裁書,予算差引簿等を調査した結果,収入済額は適正なものと認められた。

(2) 下水道受益者分担金の収入は適正か

下水道受益者分担金は、市街化調整区域内における公共下水道の整備事業に関し、その費用に充てるため、当該事業により利益を受ける者から、その所有する受益地(建築物の敷地)の面積等に応じて徴収するもので、11月末日現在における賦課徴収状況は、調定額19,018,486円、収入済額9,810,563円、収入未済額9,207,923円となっている。

これらが「藤沢市公共下水道事業受益者分担金徴収条例」,「藤沢市財務規則」等に基づき 適正に賦課徴収されているかどうかについて,公共下水道事業受益者届,公共下水道事業受益 者分担金決定通知書(控),公共下水道事業受益者分担金減免申請書,賦課更正決裁書,予算差 引簿等を調査した結果,収入済額は適正なものと認められた。

また,2月14日に窓口の下水道受益者負担金及び下水道受益者分担金に係る窓口用小口現金を実査した結果,現金残高は保管現金報告書と一致し,適切に管理されているものと認められた。

なお, 負担公平の原則から下水道受益者負担金及び下水道受益者分担金の収入未済額の縮減 に向け, 今後も一層の努力をされたい。

(3) 消耗品費の執行は適正か

1 1 月末日現在における消耗品費の執行状況 (課等において直接購入のための手続を行った ものに限る。) は、66件 3,656,422円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、2月14日に土木経営課において現地調査を行い、34件の現物確認をした結果、契約の方法に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

10 道路管理課

(1) 道路占用許可に伴う占用料の徴収は適正か

1 1月末日現在における占用料の執行状況は、調定額 394, 163, 597円、収入済額 390, 849, 867円、収入未済額 3, 313, 730円となっている。

これらが「藤沢市道路占用料徴収条例」,「藤沢市道路占用規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて, 10月分及び11月分を抽出して, 道路占用許可申請書, 道路占用許可書(案), 占用料復旧監督費計算書, 調定決裁書等を調査した結果, 調定手続に遅延があるものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 消耗品費の執行は適正か

11月末日現在における消耗品費の執行状況(課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。)は、84件5,340,249円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、2月20日に道路管理課において現地調査を行い、14件について現物確認をした結果、契約の方法に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

11 道路整備課

(1) 補償費の執行は適正か

1 1月末日現在における補償費の執行状況は,8件で契約金額 79,851,384円,支出済額 10,369,420円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,物件移転 補償契約書,補償額算定書,支出命令等を調査した結果,支出済額の一部に過年度支出が認め られたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 消耗品費の執行は適正か

11月末日現在における消耗品費の執行状況(課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。)は、54件1,375,607円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、2月20日に道路整備課において現地調査を行い、16件について現物確認をした結果、契約の方法に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

12 下水道整備課

(1) 消耗品費の執行は適正か

11月末日現在における消耗品費の執行状況 (課等において直接購入のための手続を行った ものに限る。) は、34件 525,204円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、2月14日に下水道整備課において現地調査を行い、15件について現物確認をした結果、実施した手続(市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。)の範囲内において、支出済額は適正なものと認められた。

13 下水道施設課

(1) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

11月末日現在におけるこの課が管理する施設は、辻堂浄化センター、大清水浄化センター及び浜見山ポンプ場ほか 15ポンプ場となっている。

これらが「藤沢市下水道事業の財務の特例を定める規則」等に基づき適切に管理されているかどうかについて、固定資産台帳、附属図面等の調査を行い、2月18日から20日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

11月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、辻堂浄化センターの(株)ウォーターエージェンシー神奈川営業所ほか36件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書等を調査した結果は次のとおりである。

- ⑦ 目的外使用に係る使用料の算出に誤りがあるものがあったので、今後の事務を執行するに当たり、必要な措置を講じられたい。
- (イ) 目的外使用に係る使用料の減免に関する基準を整備する必要があるほか、使用料の収納が遅れているものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、 今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

ウ 施設の敷地の借用について

1 1 月末日現在における施設敷地の借用の状況は、辻堂浄化センター敷地ほか 6件で、土地 92,592.64㎡、橋りょう 89.55㎡等となっており、使用料は、江の島東ポンプ場用地の 81,648円を除き、いずれも無償又は免除となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき、適切に執行されているかどうかについて、土地 使用貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(2) 消耗品費の執行は適正か

11月末日現在における消耗品費の執行状況(課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。)は、100件 6,226,562円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、2月18日及び19日に大清水浄化センター及び 辻堂浄化センターにおいて現地調査を行い、44件について現物確認をした結果、実施した手続 (市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。)の範囲内において、 支出済額は適正なものと認められた。

14 土木維持課

(1) 委託料の執行は適正か

11月末日現在における委託料の執行状況は、湘南台駅地下公共施設保守管理等業務ほか 47件で、契約金額 553,653,342円(単価契約分を除き、長期継続契約については平成24年度の契約金額とし、他課と一括契約によるものについてはその負担額とした。),支出済額301,328,558円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、13件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、委託業務の主要な部分を再委託しているものがあったので、今後の事務を執行するに当たり、必要な措置を講じられたい。

なお、下水道管渠浚渫清掃等及び道路緊急対応対策業務ほか 4件については、関係書類が押収物件に該当したため監査することができなかった。

(2) 補修用資材の管理は適切か

市道や下水道等の維持補修用資材を保管するため、大清水浄化センター内、北部、稲荷及び 石川の4箇所に資材置場が設置されており、補修等に必要な物品(原材料及び消耗品)が、職 員立会いのもと、随時入出庫されている。

これら資材置場における物品の入出庫及び保管が「藤沢市物品会計規則」等に基づき、適切に管理されているかどうかについて、工事用資材交付請求書、原材料受払簿及び消耗品受払簿の4月分及び11月分を抽出して調査するとともに、2月21日に現地調査した結果、原材料受払簿の記載に誤りがあるものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(3) 消耗品費の執行は適正か

1 1 月末日現在における消耗品費の執行状況 (課等において直接購入のための手続を行った ものに限る。) は、87件3、389、469円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、3月4日に土木維持課において現地調査を行い、54件について現物確認をした結果、契約の方法に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

15 財団法人藤沢市まちづくり協会

(1) 藤沢市自転車等駐車場に係る指定管理者の業務について

11月末日現在におけるこの法人が市からの指定(指定期間2012年4月1日から2017年3月31日まで)を受けて実施している管理業務は、藤沢市自転車等駐車場の管理運営業務となっている。

これが「藤沢市自転車等駐車場条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて, 基本協定書,年度協定書,事業計画書,収支計算書,事業実施報告書等を調査した結果,業務の執行は適正なものと認められた。

また、2月26日に7箇所を抽出して対象施設を現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。